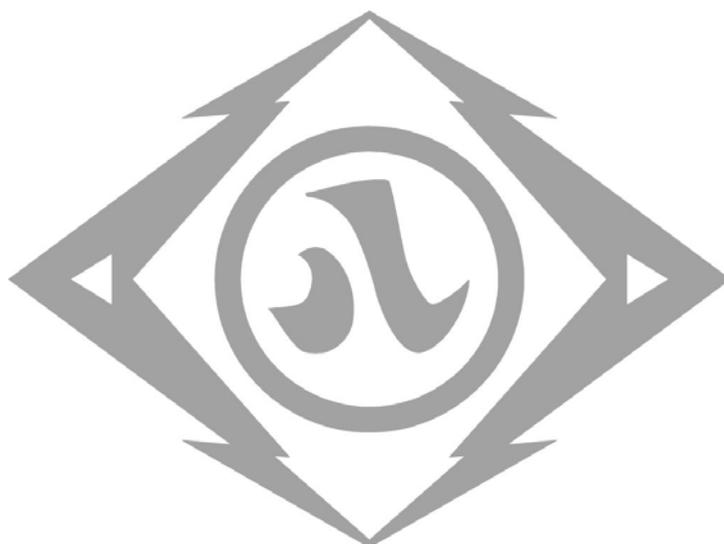


市バス・地下鉄
安全報告書



平成25年7月
名古屋市交通局

目 次

1	安全報告書の公表にあたって	1
2	輸送の安全の確保に関する基本的な方針等	2
2-1	安全方針	2
2-2	輸送の安全に関する目標	2
2-3	安全重点施策	2
3	安全管理の体制と方法	3
3-1	安全管理の体制	3
3-2	安全管理の方法	4
4	市バス事業	5
4-1	輸送の安全に関する目標	5
4-1-1	平成24年度の目標と実績	5
4-1-2	平成25年度の目標	5
4-2	安全性向上のための取組み	6
4-3	自動車事故報告規則第2条に規定する事故等の件数	11
	【行政処分等について】	12
5	地下鉄事業	13
5-1	輸送の安全に関する目標	13
5-1-1	平成24年度の目標と実績	13
5-1-2	平成25年度の目標	13
5-2	安全性向上のための取組み	14
5-3	鉄道事故等報告規則に規定する事故等の件数	17
6	輸送の安全に関する内部監査	18
7	お客さま・地域の皆さまとの連携	19
7-1	お客さまの声	19
7-2	地域の皆さまとの連携	19
7-3	交通局からご利用の皆さまへのお願い	20
	《参考資料》	
資料1	平成24年度、平成25年度の安全重点施策及び計画	22
資料2	平成24年度 研修実績	30

1 安全報告書の公表にあたって

日ごろから、市バス・地下鉄をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

交通局は、市バス・地下鉄を一体的なネットワークとして運営し、市域内の主要な公共交通機関として多くのお客さまにご利用いただいております。交通事業者としての最大の使命である安心・安全な輸送サービスの提供に、全職員が一丸となって取り組んでおります。

平成24年8月には市営交通事業90周年を無事迎えることができました。さらに、平成25年3月には、マナカの利便性向上に向けた、交通系ICカード全国相互利用のスタートを切ることができました。

これもひとえに、市民・利用者の皆さまのおかげと心より感謝申し上げます。

一方で、平成23年度以降、市バス事業における不適正な事故処理をはじめとした不祥事で失った市民・利用者の皆さまからの信頼を回復するため、法令・ルール等の手順の遵守の徹底やコミュニケーションの活性化など、安全文化の再構築のための施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成24年度も、市バスの営業運行中の運転放棄や信号無視による検挙などの不祥事を相次いで発生させ、皆さまの信頼を裏切ることとなってしまいました。この場を借りて深くお詫び申し上げます。

今後は、職員一人ひとりが、安全意識を高く持ち、一致協力して輸送の安全確保のための取組みを進めることで、安全文化の再構築を図るとともに、安心・安全、快適な輸送サービスの提供により、市民・利用者の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

平成25年度も引き続き、東山線への可動式ホーム柵の整備、地下鉄構造物の耐震補強工事や市バス車両への車内確認用補助ミラーの設置など、安全に配慮した施設・設備の整備に積極的に取り組んでまいります。

この安全報告書は、道路運送法第29条の3及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7、鉄道事業法第19条の4及び同法施行規則第36条の9に基づき、名古屋市交通局の市バス・地下鉄事業における輸送の安全確保のための取組みなどの状況をまとめたものです。

安全確保に向けた取組みをより確かなものにするため、皆さまのご意見をお寄せいただければ幸いです。

名古屋市交通局長

三芳 研二

2 輸送の安全の確保に関する基本的な方針等

2-1 安全方針

交通局では次のように安全方針を制定し、全職員が常に安全最優先の意識を徹底するよう促し、安全確保の取組みを推進しています。

名古屋市交通局安全方針

私たちは、お客様への安全な輸送の提供が最大の使命であることを深く認識し、職員一丸となって、どなたにも安心してご利用いただける“安心・安全な市バス・地下鉄”をめざします。

- 1 安全最優先を徹底します
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります
- 3 安全を守るための取組みを絶えず見直し改善します

平成25年4月1日

名古屋市交通局長 三芳 研二

2-2 輸送の安全に関する目標

市バス事業、地下鉄事業それぞれで輸送の安全に関する目標を定め、輸送の安全性向上に取り組んでいます。詳しくは「4 市バス事業」「5 地下鉄事業」をご覧ください。

2-3 安全重点施策

市バス事業、地下鉄事業共通で次の安全重点施策を定めています。平成25年度も引き続き同じ施策に基づき、輸送の安全性向上に取り組んでいます。

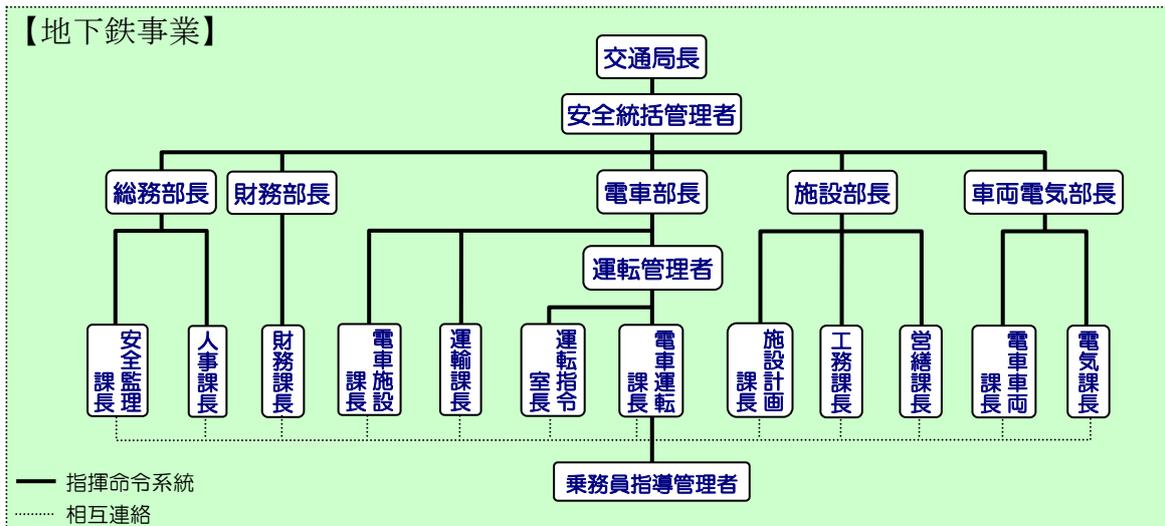
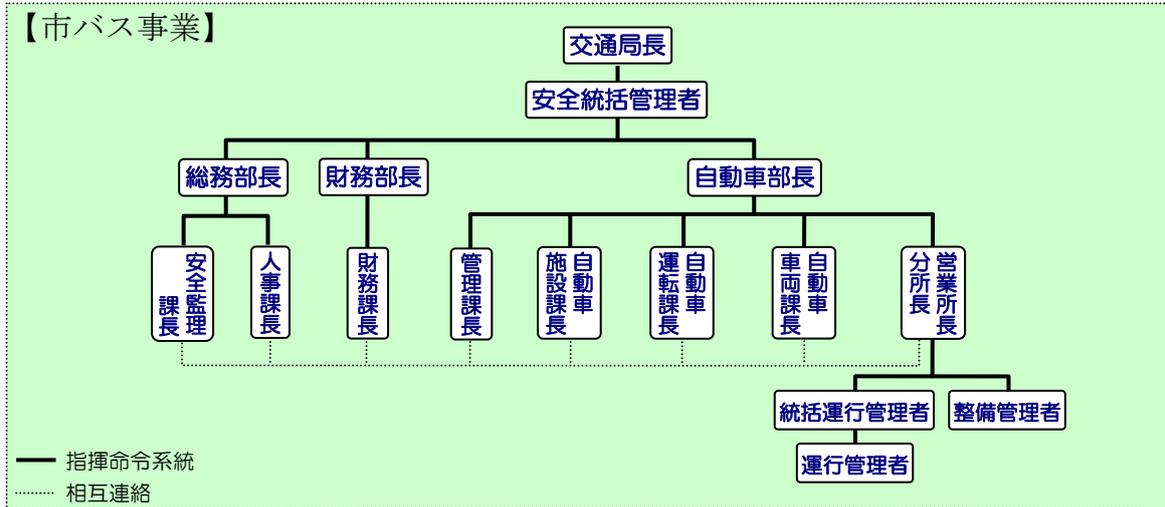
- 1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守
- 2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備
- 3 安全に関する取組みの継続的改善
- 4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有
- 5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

それぞれの事業の具体的な計画については、巻末の参考資料1をご覧ください。

3 安全管理の体制と方法

3-1 安全管理の体制

「自動車安全管理規程」及び「高速電車安全管理規程」を制定し、各管理者等の役割を明確にして、以下の組織体制のもと安全性向上に取り組んでいます。



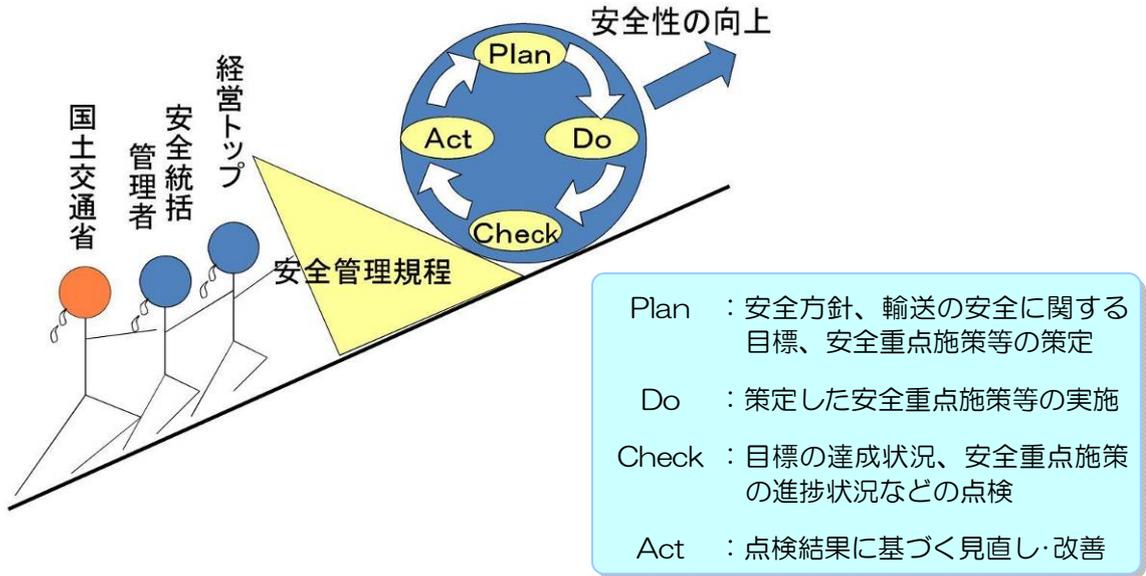
【管理者等の役割】

【交通局長】	
市バス・地下鉄事業の輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う	
市バス事業	【安全統括管理者（自動車部長 林 光紀）】 市バス事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
	【統括運行管理者】 営業所長及び分所長の指揮のもと、運行管理に関する事項を統括する
	【運行管理者】 営業所長、分所長及び統括運行管理者の指揮のもと、運行管理に関する事項を処理する
	【整備管理者】 営業所長及び分所長の指揮のもと、車両の保守及び整備に関する事項を処理する
地下鉄事業	【安全統括管理者（次長 鬼頭 和男）】 地下鉄事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
	【運転管理者】 安全統括管理者を補佐し、運転に関する業務を統括する
	【乗務員指導管理者（運転区長）】 運転管理者の指揮のもと、運転士及び車掌の適性、知識及び技能の保持に関する業務を管理する

3 安全管理の体制と方法

3-2 安全管理の方法

安全性向上のための各種取組みは、P D C Aサイクルを活用して進めています。



○安全管理に関する会議

安全に関する取組みの継続的な改善のため以下のような会議を開催しています。

【事故総合対策検討委員会】

交通局長を委員長とし、事故等の防止対策や、安全確保の取組みの推進について審議しています。



事故総合対策検討委員会

【事故等調査検討部会(市バス、地下鉄)】

それぞれの安全統括管理者を部会長とし、市バス、地下鉄の事故等について専門的な事項を審議しています。

○幹部職員と現場職員の

コミュニケーション

年間を通し、交通局長、安全統括管理者等が各現場を巡視し、現場職員と意見交換を行うなど、活発なコミュニケーションを図っています。



局長現場巡視

○ヒヤリ・ハット情報の収集と活用

重大事故の未然防止のため、ヒヤリ・ハット情報を積極的に収集し、活用を図っています。



ヒヤリ・ハット会議での分析
(地下鉄技術部門)



ヒヤリ・ハット体験カード
(地下鉄運輸・運転部門)



ヒヤリ・ハットマップでの情報共有
(市バス部門)

4 市バス事業

4-1 輸送の安全に関する目標

4-1-1 平成24年度の目標と実績

平成24年度に定めた輸送の安全に関する目標と実績は次のとおりです。

輸送の安全に関する目標	目標値	実績
有責事故件数及び車両故障件数について、削減に取り組む	<有責事故件数> 交通事故 591件 平成23年度657件の10%減 構内事故 182件 平成23年度202件の10%減	<有責事故件数> 交通事故 671件 平成23年度比+14件(約2%増) 構内事故 132件 平成23年度比-70件(約35%減)
	<車両故障件数> 54件 平成23年度60件の10%減	<車両故障件数> 47件 平成23年度比-13件(約22%減)

※交通事故：関係者の負傷や物の損壊の有無、程度にかかわらず、道路上のすべての事故
 構内事故：関係者の負傷や物の損壊の有無、程度にかかわらず、道路外のすべての事故
 車両故障：国土交通省令（自動車事故報告規則）に定める故障

有責事故803件のうち、交通事故は671件発生し、目標591件に対しては80件の増（前年度実績からは14件の増）となり、目標を達成することはできませんでした。構内事故は132件発生し、目標182件に対して50件の減（前年度実績からは70件の減）となり、目標を達成することができました。今後は、目標を達成できなかった要因を把握するため、事故の発生状況や傾向の分析を進め、的確に再発防止・予防措置を行うことで事故の削減に努めていきます。

車両故障は47件発生し、目標54件に対しては7件の減（前年度実績から13件の減）となり、目標を達成することができました。引き続き、故障の原因究明や再発防止を徹底し、故障の削減に努めていきます。

4-1-2 平成25年度の目標

平成25年度は、当局責任による交通事故および構内事故件数を平成24年度から10%以上削減、車両故障件数についても平成24年度から10%以上削減を目標値とし、目標達成に向け、引き続き各種施策に取り組んでいきます。

輸送の安全に関する目標	目標値
有責事故件数及び車両故障件数について、削減に取り組む	<有責事故件数> 交通事故 603件以下(平成24年度671件の10%以上減) 構内事故 118件以下(平成24年度132件の10%以上減)
	<車両故障件数> 42件以下(平成24年度47件の10%以上減)

4 市バス事業

4-2 安全性向上のための取組み

交通局では、輸送の安全性の向上を目指し、研修や訓練による職員の能力向上、安全のための施設の整備などに積極的に取り組んでいます。

教育・訓練

○年間を通じ、助役、乗務員、技術員等に対し様々な研修を実施しています。講義だけでなく、実践的な研修等にも積極的に取り組んでいます。平成25年度も同様に取り組んでいきます。

具体的な研修の実績については巻末の参考資料2をご覧ください。



乗務員によるバリアフリー体験実習



OB職員による技術職場への巡回教育

○水防訓練（5月～6月）や年末年始安全総点検時（12月～1月）に各種の訓練を行い、非常時においても冷静に、手順どおり対応できるように態勢を整えています。平成25年度も同様に取り組んでいきます。



水防訓練でのけん引訓練

年末年始安全総点検時の訓練



乗客の避難誘導訓練



タイヤ交換訓練



消火訓練

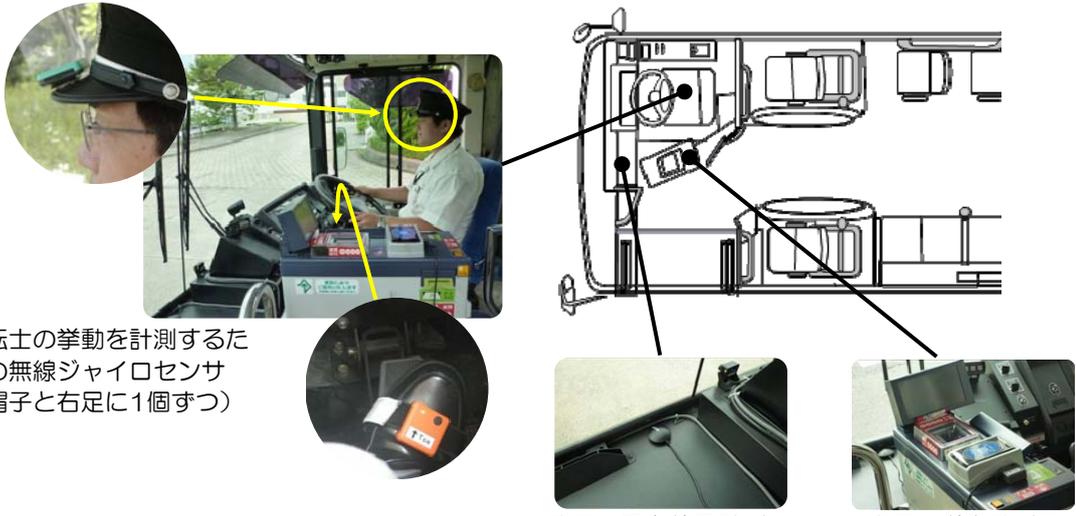
4 市バス事業

教育・訓練

研修用のバス車両に以下のようなシステム・機器を導入し、運転士の運転技能や安全意識の向上に役立てています。

○運転技能自動評価システム

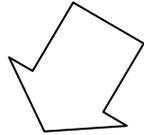
右左折時に適切な速度まで減速しているか、左右をしっかりと確認しているかなどの、運転士の運転行動を自動的に評価し、運転特性を把握して教育に活用しています。



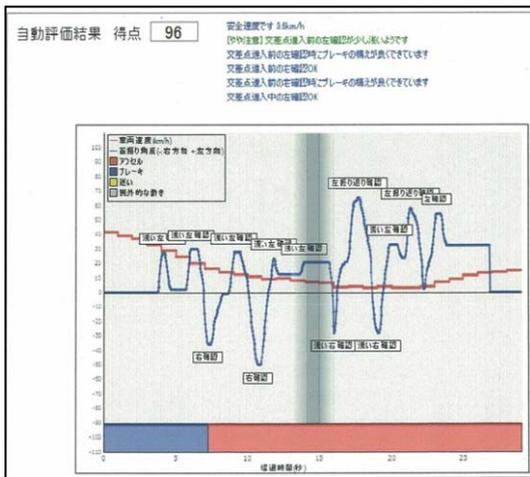
運転士の挙動を計測するための無線ジャイロセンサ（帽子と右足に1個ずつ）

車両の現在位置計測用GPS受信機

車両の挙動計測用無線ジャイロセンサ



運転技能を自動評価してグラフ化します



各種指標を評価して運転技能を診断します

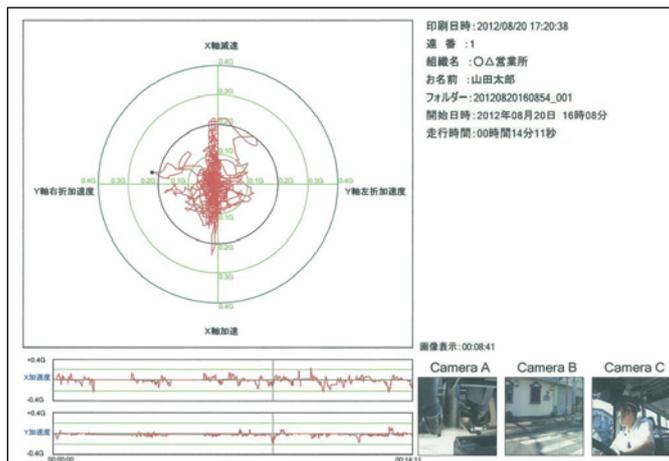
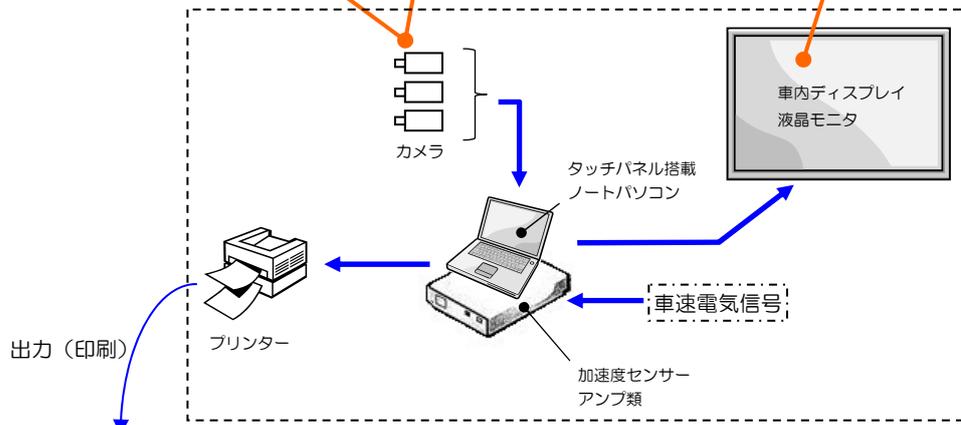


4 市バス事業

教育・訓練

○バス加速度モニターシステム

車内に設置した加速度センサーにより、運転操作時の急加速、急減速、急ハンドルなどの車両の動揺を計測・記録します。その結果をもとに教育することで運転士の安全運転技能の習得に役立てています。



加速度センサーで計測した車両の動揺（加速度）をチャートで出力します。（車内ディスプレイでリアルタイム表示またはプリンターで印刷）

4 市バス事業

法令・ルール遵守のために

○日々の業務の中で、点呼でのアルコールチェックや車両の点検を行い、法令遵守の徹底と安全運行の確保に努めています。その他、役職者による現場巡視、車両への添乗などを通じ、基本動作の実施を徹底するよう促しています。



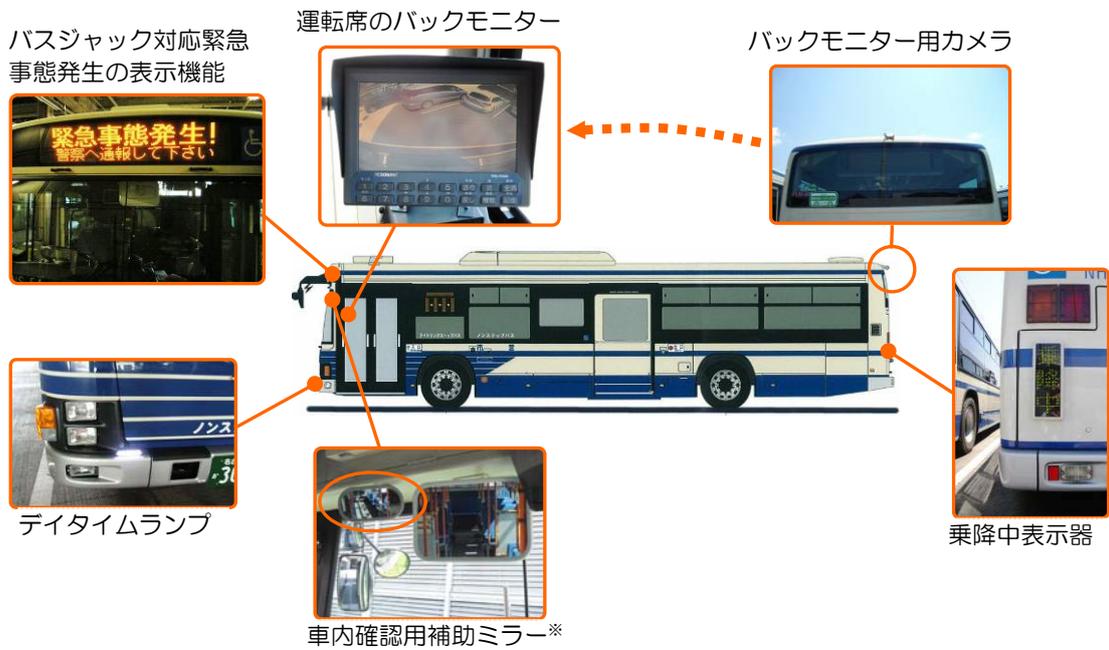
点呼でのアルコールチェック

乗務前の車両点検



安全のための設備

○バス車両更新の際には、下記のような様々な安全設備を装備した車両を導入しています。平成25年度は2両導入する計画です。

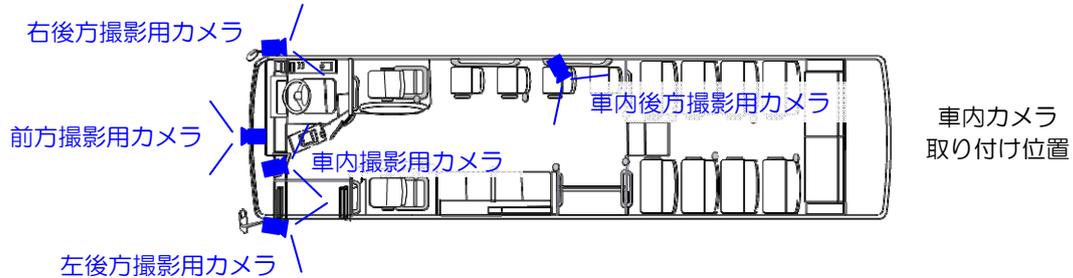


※車内確認用補助ミラーについては、平成25年度中に、既存の大型・中型ノンステップバス全車両に設置する計画です。

4 市バス事業

— 安全のための設備 —

○平成20年度以降、デジタルタコグラフ付ドライブレコーダーを順次導入し、平成24年度の256台で、市バス全車両への設置が完了しました。

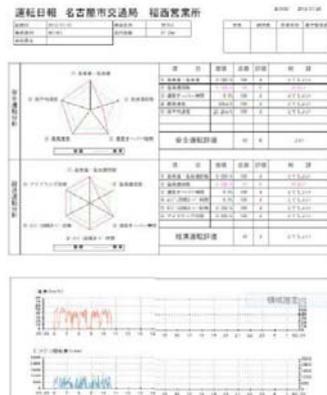


ドライブレコーダー映像の解析



事故発生時や、ヒヤリ・ハットなどの映像を収集し、乗務員の指導等に活用しています。

デジタルタコグラフのデータによる運転日報



運転日報により、乗務員は自らの運転操作を客観的に振り返り、一層の安全運転とエコドライブに努めています。

※ドライブレコーダーで収集した映像は、名古屋市情報あんしん条例に基づき、適正に管理、運用しております。

○バスターミナル等における地震対策として、コンクリートブロック塀からフェンスへの建て替えを進めています。
平成24年度は中村公園バスターミナル、野並営業所、星ヶ丘操車場の3か所で実施しました。
平成25年度は、大森営業所、如意営業所の2か所で実施する計画です。



中村公園バスターミナル

平成24年度は、安全対策に約2億円を投資しました。

4 市バス事業

4-3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故等の件数

平成24年度に国土交通省令（自動車事故報告規則）に基づき国へ届け出た事故等の件数は119件でした。

事故の内容	根拠規定	件数
死者又は重傷者の発生	第3号	3件 (全て重傷者)
10人以上の負傷者を生じたもの	第4号	1件
操縦装置、乗降扉の不適切な操作による負傷者の発生	第7号	64件
乗務員の疾病による運行中止	第9号	4件
車両装置の故障による運行中止	第11号	47件
合 計		119件

4 市バス事業

【行政処分等について】

平成24年度に、以下のように行政処分1件、文書警告1件を受けました。

平成24年6月28日に、中川営業所所属の乗務員が、発車が遅れたことに対する車内のお客さまからのご指摘に動揺し、営業運行を中断するという重大な法令違反を発生させました。

この事案に対し、平成24年7月2日に中部運輸局による立入監査が実施され、監査の結果、道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則（国土交通省令）に違反する事実が確認されたことから、平成24年11月14日付で次のように行政処分を受けました。

違反内容

- ① 正当な事由がなく、運送の引き受け（継続）を拒絶したこと。
- ② 主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であったこと。（再違反）

処分内容

上記①及び②に対して、事業用自動車の使用停止（合計 50日車）

再発防止策

当該営業所の全職員に対し、運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき事項について、指導及び監督を徹底しました。さらに、全営業所での所属職員の指導監督の状況について点検を行い、必要に応じて改善措置を講じました。

平成24年11月12日に、中川営業所所属の乗務員が、営業終了後のバスの車内点検をせず営業所に戻り、車内にお客さまを閉じ込めたまま運行を終了しました。

この事案に対し、平成24年11月13日に中部運輸局による立入監査が実施され、監査の結果、道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則（国土交通省令）に違反する事実が確認されたことから、平成24年12月7日付で次のように警告を受けました。

違反内容

従業員に対し、誠実に職務を遂行するように指導監督することが、効果的かつ適切に行われていなかったこと。

処分内容

上記に対して、文書による警告

再発防止策

全営業所に対し、ルール及び基本動作・手順を確実に実施するよう指導の徹底を指示しました。また、全乗務員に対しては終点到着後の車内点検を実施することを徹底しました。

5 地下鉄事業

5-1 輸送の安全に関する目標

5-1-1 平成24年度の目標と実績

平成24年度に定めた輸送の安全に関する目標と実績は次のとおりです。

輸送の安全に関する目標	実績
当局の責任によって生じる運転事故、 営業事故及び輸送障害をゼロにする	4件 運転事故 2件 営業事故 0件 輸送障害 2件

【運転事故】

- 列車の扉を閉める際に、乗車中のお客さまが扉に接触し負傷されたもの（2件）
 → お客さまの動向やホームの状況の確認を徹底し、余裕を持った閉扉操作を行うよう、全乗務員に対して点呼時等に指導しました。

【輸送障害】

- 変電所を遠隔制御する電力管理システムの故障により電车用電力の送電ができなくなり、その復旧に時間を要したため、運休が生じたもの（1件）
 → システム内のブレーカの遮断の特定が遅れたことが原因であり、速やかに対応するため、ブレーカ遮断時に警報するようソフトウェアの改修を実施しました。
- 前日の夜に駅に留置した車両の電源を切り忘れ、バッテリーが上がったため、翌朝の始動点検時に車両の電源が投入できず、運休が生じたもの（1件）
 → 車両を留置する際に電源「切」の確認が確実になされるよう、作業手順を見直し、全乗務員に対して点呼時等に指導しました。

5-1-2 平成25年度の目標

平成25年度も、下記の目標達成に向け、引き続き各種施策に取り組んでいきます。

輸送の安全に関する目標
当局の責任によって生じる運転事故、 営業事故及び輸送障害をゼロにする

5 地下鉄事業

5-2 安全性向上のための取組み

交通局では、輸送の安全性の向上を目指し、研修や訓練による職員の能力向上、安全のための施設の整備などに積極的に取り組んでいます。

教育・訓練

○年間を通じ、助役、乗務員、駅務員、技術員等に対し、様々な研修を実施しています。講義だけでなく、実践的な研修等にも積極的に取り組んでいます。平成25年度も同様に取り組んでいきます。



バリアフリー体験実習

具体的な研修の実績については巻末の参考資料2をご覧ください。

○警察や消防、市内の他鉄道事業者などの関係機関と合同訓練等を実施しています。



消防との合同訓練



止水板立上げ訓練（水防訓練）

○梅雨や台風シーズンを前に水防訓練を実施しています（5～6月）。また、9月には「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として防災訓練を実施し、災害に備えています。



防潮扉閉鎖訓練（水防訓練）



乗客避難誘導訓練（防災訓練）



さすまたを使用した防犯訓練

○年末年始安全総点検などの機会に、局内の各部門が連携した訓練を実施しています。地震により脱線した車両から「①お客さまを避難誘導する訓練」「②脱線車両をレールに復旧する訓練」「③復旧した列車を救援車両に連結し走行する訓練（併結運転訓練）」を一連の流れで総合的に訓練しています。



乗客避難誘導訓練



脱線復旧訓練



併結運転訓練

平成25年度も同様に取り組んでいきます。

5 地下鉄事業

教育・訓練

○運輸業務に直接携わらない職員についても、駅でお客さまの転落など非常事態に遭遇した場合に的確な行動がとれるよう、駅ホーム、駅長室に設置されている【電車緊急停止装置】を実際に操作する訓練を実施しました。



法令・ルール遵守のために



点呼

アルコールチェック



毎日の業務で、出勤時・退勤時に点呼を行っています。その際、アルコール検知器による点検を行い、飲酒運転の根絶に取り組んでいます。

その他、役職者による現場巡視、列車への添乗などを通じ、基本動作の実施を徹底するよう促しています。

安全のための設備

○可動式ホーム柵については、平成23年度に使用開始した桜通線に続き、平成27年度までに東山線全駅で整備完了することを目標に、車両の改造や更新等を進めています。また、名城線・名港線についても平成32年度までの整備を計画しています。



桜通線の可動式ホーム柵



N3000形

○東山線、鶴舞線では最新技術の導入により、一層の省エネルギーを実現しているほか、バリアフリー、火災対策、安全対策などに配慮した新型車両に7編成の更新をしました。平成27年度までに順次14編成の更新を進めていきます。

N1000形



5 地下鉄事業

安全のための設備

○視覚障害者がホーム縁端部から転落することを防ぐため、点状ブロックをホームに設置しています。

現在、ホームの内側と線路側を判別できる内方線の整備を順次進めています。平成24年度は鶴舞線3駅、名城線2駅で実施し、平成25年度は鶴舞線3駅で実施する計画です。



内方線

○カーブ駅など見通しの悪い駅で、車掌がホーム監視を確実にできるよう設置しているITVモニタについて、更新や設置位置の改善を進めています。

平成24年度は鶴舞線2駅、名港線1駅で実施し、平成25年度は、名城・名港線2駅、鶴舞線1駅で実施する計画です。



ITVモニタの設置位置の改善



誘導灯

○地下鉄の三層階駅及び乗換駅において、停電時にお客さまがより安全に地上へ避難できるよう、平成24年度までに必要な全駅で、誘導灯を長時間点灯型に取り替えました。

○地下鉄駅構内への浸水対策として出入口に整備している止水板のうち、木製の止水板について、より迅速に対応できるように機械式止水板への更新を進めています。平成24年度は9駅15か所の止水板を更新しました。平成25年度も引き続き機械式止水板への更新を進めていきます。



機械式止水板



ATC装置

○先行列車の有無や制限速度により列車を自動的に減速・停止させるATC装置を順次更新しています。平成24年度は鶴舞線八事駅～赤池駅間を更新しました。平成26年度には鶴舞線全線の更新が終了する予定です。

平成24年度は、安全対策に約91億円を投資しました。

5 地下鉄事業

5-3 鉄道事故等報告規則に規定する事故等の件数

平成24年度に国土交通省令（鉄道事故等報告規則）に基づき国へ届け出た事故等の件数は6件でした。

事故等	根拠規定	件数	概要
鉄道運転事故	第3条 第1項	2件	・ 軌道内に侵入したお客さまが列車に接触し、 負傷したもの（鉄道人身障害事故） <small>（自殺目的と断定されなかったため鉄道人身障害事故扱い）</small>
			・ ホーム上でお客さまが列車に接触し、負傷した もの（鉄道人身障害事故）
輸送障害	第3条 第3項	4件	・ 自殺目的でトンネル内に侵入したお客さまが 列車に接触し、死亡したことにより列車が運 休及び30分以上遅延したもの
			・ 自殺目的で駅軌道内に侵入したお客さまが列 車に接触し、負傷したことにより列車が30 分以上遅延したもの
			・ 変電所故障による運休*
			・ 車両の電源投入不能（バッテリー上がり）に よる運休*
インシデント	第4条	0件	
合 計		6件	

（※変電所故障及びバッテリー上がりによる運休は当局の責任によるものであり、概要を「5-1-1 平成24年度の目標と実績」の項でご報告しておりますのでご参照ください。）

鉄道運転事故：列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、鉄道物損事故、鉄道人身障害事故（自殺、列車に乗降する際のもの、非常制動によるもの等を除く）

など

輸 送 障 害：鉄道運転事故以外で、列車に運休又は30分以上の遅延が生じた事態

インシデント：鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態

6 輸送の安全に関する内部監査

平成24年10月22日から11月5日まで、幹部職員や本庁関係各課を対象として内部監査を実施しました。

指摘、指導事項とそれらに対する処置は下表のとおりです。

【指摘事項 1件】

	指摘事項	改善内容
共通	内部監査実施要項に定める体制、手順で再監査を実施していないこと。	緊急性を要する場合などに行う臨時的な内部監査の実施に関する手順を、内部監査実施要項に規定した。

【指導事項 5件】

	指導事項	改善内容
共通	内部監査での実際の取組と実施要項での規定内容に相違があること。	内部監査実施要項を改訂し、規定内容と実態との整合を図った。
市バス事業	運輸助役を整備管理者補助者に選任する際の周知方法に関する定めがないこと。	人事発令表により、整備管理者補助者選任の発令を行うこととした。
	法令遵守、安全確保の取組みが多岐にわたり、現場において負担感の増大を招いていること。	本庁と現場の役割分担の整理、各種取組内容の精査を行い、業務の効率化を図ることとした。
地下鉄事業	駅務員のホーム監視に関する基本動作・手順の遵守状況を確認した際の記録がないこと。	局全体で実施している人財育成プログラムを活用し、記録を残すこととした。
	所属職員全員を対象とした教育・訓練について、全員が受講したかどうかを把握するための記録等がないこと。	全員が無理なく受講できるよう効率的な教育・訓練計画を策定するとともに、受講者の履歴管理を行うこととした。



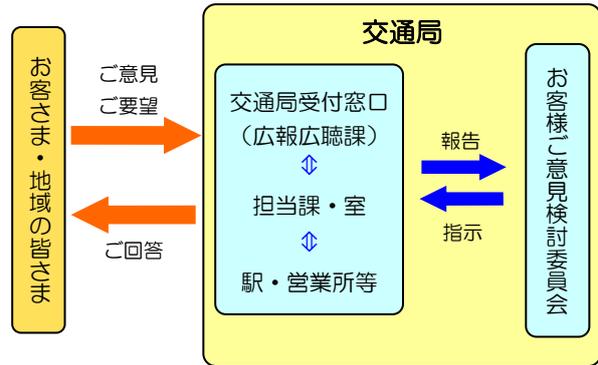
内部監査の様子

7 お客さま・地域の皆さまとの連携

7-1 お客さまの声

お客さま・地域の皆さまからのご意見・ご要望等は、電子メールをはじめ、電話、文書、面接等によりいただいております。できる限り速やかに対応するよう努めています。

さらに、交通局長をはじめとした役職者で構成する「お客様ご意見検討委員会」を開催し、お客さまからいただいたご意見・ご要望を交通局の経営資源として事業運営に反映させています。



7-2 地域の皆さまとの連携

交通局では、地域の皆さまとの連携活動を重要な取組みと位置付け、次のような活動を進めています。

地域住民参加型地下鉄防災訓練

地域の皆さまに参加していただく地下鉄防災訓練を実施しています。列車内の火災を想定し、お客さまの避難誘導訓練、水消火器による初期消火訓練、AEDの取扱い訓練などを地域の皆さまに体験していただきました。平成24年度は訓練を8回行い、約370名にご参加いただきました。



こども110番の駅・営業所

地域ぐるみで子どもを犯罪被害から守るため、「こども110番の駅」・「こども110番の営業所」の取組みを積極的に実施しています。

地下鉄全路線全駅の駅長室と、市バス全営業所にそれぞれステッカーを掲示し、助けを求めてきた子どもたちを保護したり、110番通報を行うなど、子どもたちの安全確保に努めています。



出張トーク

出張トークは、市営交通事業のことをもっと知っていただき、ご意見をいただくため、交通局職員が地域団体(地域女性団体連絡協議会等)や施設見学者に対して開催する講座です。平成24年度は計74回開催しました。

市営交通懇談会

市内全16区において、地域の代表の方々にご参加いただき、市営交通懇談会を開催しています。より利便性の高い、ご利用いただきやすい市バス・地下鉄とするため、皆さまからの声を広くお聞きしています。

7 お客さま・地域の皆さまとの連携

7-3 交通局からご利用の皆さまへのお願い

交通局ではお客さまに市バス・地下鉄を安全で安心、快適にご利用いただくために全力を尽くしてまいります。お客さまご自身のお怪我などを未然に防ぐためにも以下のことについてご協力をお願いします。

<p>車内事故防止のため 吊革や握り棒をご利用ください</p> <p>走行中は、やむを得ず急停止することがありますので、吊革や握り棒などにつかまり、車内事故防止にご協力ください。</p>	<p>降車の際は扉が開いてから 席をお立ち願います</p> <p>バスが動いているうちは危険ですので、席を移動したりお立ちにならないようお願いいたします。また、お降りの際は、扉が開いてから席をお立ち下さるようお願いいたします。</p>
<p>車いす・ベビーカーの固定の お願い</p> <p>バス車内では、車いす・ベビーカーは安全のため固定させていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	<p>エスカレーターは立ち止まって ご利用ください</p> <p> エスカレーターを歩いたり走ったりすると、他のお客さまとの接触や転倒、振動・衝撃による急停止などの原因となるので大変危険です。</p> <p>黄色い枠線内に立ち止まり、手すりをしっかり持って前のお客さまとの間隔を空けてご利用ください。</p>
<p>駆け込み乗車は大変危険です</p> <p>扉に挟まれるなど思わぬケガのもとになります。扉が閉まりかけましたら、次の電車をお待ちいただくようお願いいたします。</p> 	<p>いざという時のために</p> <p>交通局では、地下鉄をご利用の際に地震や火災などの非常事態において、どう行動し、どこへ逃げるかなどの予備知識をお客さまへ提供させていただくため、「地下鉄安全ガイドブック」を作成しました。</p> <p>駅長室等で無料で配布していますので、いざという時の参考にぜひご覧下さい。</p> 
<p>乗車マナーをお守りください</p> <p>全てのお客さまに快適にご利用いただくため、市バス・地下鉄車内での携帯電話での通話や、飲食などはご遠慮ください。また、優先席付近では携帯電話のスイッチをお切りください。</p>	

参 考 资 料

平成 24 年度 安全重点施策及び計画（自動車運送事業）

1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① 職場内研修、点呼等、あらゆる機会を捉えて、法令、規則等のルール、手順を確実に守ることを徹底するとともに、その実施状況を確認する。
- ② 運転操作における基本動作・手順の実施を徹底する。特に車内事故防止のため着座確認を徹底するとともに、添乗等により定期的に実施状況を確認する。また、ドライブレコーダーのデータを活用して、常に先を見通したアクセル・ブレーキ操作を徹底し、より一層の安全性の向上に取り組む。
- ③ 定期点検、修理等整備をマニュアルに定められた手順に従って確実に実施し、車両火災、タイヤ・ホイール脱落等の事故・故障の発生を防止する。
- ④ 事故発生状況及び軽油使用量削減率をもとに、最優秀及び優秀営業所を表彰することにより安全性の向上に取り組む。
- ⑤ 年度内車両故障件数及び連続路上故障ゼロ継続キロ又は日数の目標を各職場で定め取り組むことにより、職場全体の安全風土を醸成する。

2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① エンジン始動不良の主因となる、バッテリー、スタータ、発電機等の故障防止のための予防整備を進める。また、エンジン始動不良以外の故障も含め、同様の故障を繰り返し発生させないよう故障の原因を追求し、効果的な対策を検討し実施する。
- ② バス車両の更新にあたっては、バックモニター、乗降中表示器、バスジャック対応の緊急事態発生表示機能、坂路発進補助装置（MT車）、車内確認用補助ミラー及びデイトイムランプを全車に装備する。
- ③ 事故防止等に活用するため、デジタルタコグラフ付ドライブレコーダーを平成 24 年度までに全車両に導入する。（24 年度 256 台の導入で完了）
- ④ 営業所施設の耐震改修、コンクリートブロック塀の建て替えなど、地震・災害対策を行う。

3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 内部監査により、関係法令・規則等が確実に守られていること、ルール・手順の目的や根拠を理解し適切に運用されていることを重点的に確認する。
- ② 職員に対し、安全意識の浸透度に関するアンケート調査を実施し、安全に関する取組みの理解度、定着度を継続的に管理する。

4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全方針、安全重点施策及び計画等の安全に関する取組みについて、各種会議を通じ、また、情報媒体を活用して的確・迅速に伝達し局全体での情報の共有を図る。
- ② 事故、故障及びヒヤリ・ハット等の安全に関する情報の収集をさらに進め、正確かつ迅速に伝達する。また、自動車部は安全監理課と連携して「なぜなぜ分析」等の分析手法を活用し、原因分析の深度化を図り、事故・故障防止に取り組む。
- ③ 職場巡回、意見交換等を計画的に実施し、各所属における取組状況を確認し、積極的なコミュニケーションを図る。

5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 総務部は、管理職員、運輸職員、技術職員に対し、職責やキャリアに応じた知識、技能を向上させるための研修を実施する。
- ② 人事課、自動車運転課及び営業所は、乗務員に対する個別指導を行い、安全運転に関する知識、技能を修得させ、事故の再発を防止する。
- ③ 自動車運転課は、事故防止・サービス向上研究会において営業所の運行管理者等に対し安全管理体制に関する知識を向上させるため、外部講師による研修を実施する。
- ④ 自動車運転課と営業所は、緊急時の連絡・初動態勢が確実に機能するように、また、職制が不在の時も、初動マニュアルに即した対応が行えるように、日頃から緊急時における職員の役割分担や連絡態勢を確認するとともに、地震、風水害、バスジャック等の非常時に備える実践的な訓練を定期的実施する。
自動車運転課と営業所は、実施した訓練の効果・課題を検証し、これを踏まえて内容の見直しを図る。
- ⑤ 営業所は、安全に関する教育・訓練の年間計画を策定し、これに基づき業務習得を実施する。
自動車運転課は、全営業所の事故の形態と原因を分析し、その結果に基づき事故削減に向けて各営業所において共通して重点的に取り組むべき教育事項を選定し、これを営業所の業務習得に反映させる。
営業所は、事故の形態と原因を分析するとともに、業務習得において実施した事故防止教育の内容と効果を検証し、その結果を踏まえて教育内容を見直し業務習得に反映させる。
自動車運転課、自動車車両課、人事課及び営業所は相互に連携して業務習得の充実を図る。
- ⑥ 自動車車両課は路上故障の発生状況を把握し、原因を分析した上で教育計画を策定し、実施する。
自動車工場は、車両整備業務を熟知した OB 職員を活用し、営業所整備係の巡回教育を実施し、経験の浅い職員の技術の習熟度向上を図る。
- ⑦ 営業所は、乗務員に対する運転者適性診断を計画的に実施し、カウンセリングを通じて運転事故を予防する。また、60 歳以上の乗務員には、適齢診断を受診させ、自らの認知・処理機能、視覚機能などの生理面における個人の特性を把握し、指導に役立てる。
- ⑧ 営業所は、事故防止のためデジタルタコグラフ付ドライブレコーダーによる映像や運転日報を分析し、乗務員への教育・指導に効果的に活用する。
- ⑨ 自動車運転課は、乗務員の技能及び知識の向上を目的として、バス運転士の技能競技会を実施する。自動車車両課は、施設部、車両電気部が実施する技術改善職場コンクールに自動車工場を参加させ、技術改善に対する職員のモチベーションを向上させる。

平成 24 年度 安全重点施策及び計画（高速度鉄道事業）

1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① 厳正な点呼、職場内研修等により、職員の飲酒に対する意識改革を促し、公私に亘る飲酒運転を根絶するなど、法令遵守を徹底する。
- ② 指差確認称呼、点検等業務における基本動作・手順を確実に実施する。
- ③ 駆け込み乗車の禁止、エスカレーターの安全利用の促進など、お客様への積極的な働きかけを通して安全意識を高める。
- ④ 各所属、「過走ゼロ 150 日」の達成を目指す。

2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① 安全に配慮する重点的な投資として、東山線 22 駅の可動式ホーム柵の平成 27 年度整備に向け、車両改造及び車両更新を進める。
- ② 運転状況記録装置、発報信号設備及び運転士異常時列車停止装置の設置を行う。
- ③ 地下鉄駅ホームの安全対策として、車掌用監視 ITV モニタの更新をすすめる。
- ④ 施設の耐震改修、建替えなど、地震対策を行う。
- ⑤ 駅出入口の止水対策設備の改修など、大雨時の水害対策を行う。
- ⑥ 地下鉄駅ホームにおける視覚障害者の転落防止対策として、ホーム縁端部の警告ブロックの内方線の整備をすすめる。
- ⑦ 運転保安設備である ATC 中央装置の更新を行う。

3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 内部監査により、関係法令・規則等が確実に守られていること、ルール・手順の目的や根拠を理解し適切に運用されていることを重点的に確認する。
- ② 職員に対し、安全意識の浸透度に関するアンケート調査を実施し、安全に関する取組みの理解度、定着度を継続的に管理する。

4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全方針、安全重点施策及び計画等の安全に関する取組みについて、各種会議を通じ、また、情報媒体を活用して的確・迅速に伝達し局全体での情報の共有を図る。
- ② 事故、故障及びヒヤリ・ハット等の安全に関する情報の収集をさらに進め、正確かつ迅速に伝達する。また、各部は安全監理課と連携して「なぜなぜ分析」等の分析手法を活用し、原因分析の深度化を図り、事故・故障防止に取り組む。
- ③ 職場巡回、意見交換等を計画的に実施し、各所属における取組状況を確認するとともに、積極的なコミュニケーションを図る。

5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 総務部は、管理職員、運輸職員、技術職員に対し、職責やキャリアに応じた知識・技能を向上させるための研修を実施する。
- ② 電車部、施設部及び車両電気部は、地震、豪雨、テロ対策等の非常時訓練を計画的に実施し、緊急時における本庁・現場双方が的確・迅速に機能する体制を整備する。
- ③ 電車部、施設部及び車両電気部の各公所は、輸送の安全性向上のため年間計画を策定し、講習、添乗の通常訓練、技能試験や施設・車両に関する定期訓練など、実践的な教育・訓練を実施する。
- ④ 電車部は、火災発生を想定し、市民と連携した実践的な避難誘導訓練を実施する。
- ⑤ 電車部は、地下鉄技能競技会を実施し、乗務員の知識及び技能を向上させる。また、施設部・車両電気部は、技術改善職場コンクールを実施し、技術改善に対する職員のモチベーションを向上させる。

平成 25 年度 安全重点施策及び計画（自動車運送事業）

1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① 飲酒運転など、公私にわたる交通違反の防止のため、面談、点呼、調査などにより乗務員等の法令、規則等の遵守状況を確認し指導する。
- ② 三事故及び定置物への事故の削減のため、基本動作・手順の実施状況を添乗等により確認し指導する。
- ③ ヒューマンエラーによる路上故障防止のため、マニュアルに従って確実に定期点検、修理等の整備を実施する。
- ④ 職員の安全意識の向上とモチベーションの向上に向け、バス優良職場コンクールを実施する。
- ⑤ 職場全体の安全風土の醸成に向け、年度内車両故障件数及び連続路上故障ゼロ継続キロ又は日数の目標を各職場で定めて取り組む。

2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① エンジン始動不良故障を削減するため、バッテリー、スタータ、発電機等の予防整備を進める。
- ② バス車両の更新にあたっては、全車に安全対策機器を装備する。
- ③ 地震・災害対策として、営業所施設、バスターミナル施設の改修及びコンクリートブロック塀の建替えを行う。
- ④ 車内事故防止に向け、バス車内に車内確認用補助ミラーを設置する。
- ⑤ 作業の安全性向上及び効率化に向け、ツインリフトを更新する。
- ⑥ バス運行総合情報システムを更新する。

3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 法令・規則・ルール等が確実に遵守されていることを確認することを重点とした内部監査を実施する。
- ② 職員の安全意識を継続的に把握するための調査を実施する。
- ③ 営業所の業務の実施状況を定期的に確認するため、業務点検を実施する。

4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全に関する取組みや情報の幅広い共有に向け、各種会議の計画的な開催、情報媒体を活用した情報提供を行う。
- ② 事故、故障の削減に向け、安全に関する情報の収集及び分類・分析を進める。
- ③ 各職場での安全確保の取組み状況や課題の把握のため、幹部職員等による現場巡視、意見交換等を計画的に実施する。

5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 総務部は、安全確保に必要な知識・技能向上に向け、管理職員、運輸職員、技術職員に対し、職責やキャリアに応じた研修を計画的に実施する。
- ② 総務部及び自動車部は、事故の再発防止に向け、乗務員に対する個別指導等を実施する。
- ③ 自動車部は、事故防止・サービス向上研究会において、安全管理体制に関する知識向上に向け、営業所の運行管理者等に対する外部講師による研修を実施する。
- ④ 自動車部は、緊急時の本庁・現場双方の的確な対応能力向上に向け、地震、豪雨、バスジャック等を想定した非常時訓練を計画的に実施する。
- ⑤ 自動車部は、安全運行に関する知識の向上に向け、業務習得を計画的に実施する。
- ⑥ 自動車部は、路上故障の発生状況を把握・分析したうえで、教育・訓練を計画的に実施する。また、経験の浅い技術職員の技術の習熟度向上に向け、職制、助役相当職、指導職による教育及びOB職員による営業所整備係の巡回教育を計画的に実施する。
- ⑦ 自動車部は、乗務員に対し運転者適性診断、カウンセリングを計画的に実施する。また、60歳以上の乗務員に対しては適齢診断を計画的に実施する。
- ⑧ 自動車部は、デジタルタコグラフ付ドライブレコーダーのデータを活用し、乗務員への教育・指導を実施する。
- ⑨ 自動車部は、技術改善に対する職員のモチベーション向上に向け、技術改善職場コンクールを実施する。

平成 25 年度 安全重点施策及び計画（高速度鉄道事業）

1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① 公私にわたる飲酒運転の根絶及び安全に係る不祥事防止のため、面談、点呼、対面による確認を徹底実施する。
- ② ヒューマンエラー防止のため、基本動作・手順の実施状況を巡回・添乗で確認する。
- ③ 駆け込み乗車禁止、エスカレーター的安全利用等をお客様へ積極的に働きかけ、安全意識を高める。
- ④ 各所属、「過走ゼロ150日」の達成のため、添乗、注意喚起、警戒活動を実施する。

2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① 安全に配慮する重点的な投資として、東山線 22 駅の可動式ホーム柵の平成 27 年度整備に向け、車両改造及び車両更新等を進める。
- ② 運転状況記録装置の設置を行う。
- ③ 地下鉄駅ホームの安全対策として、車掌用監視 I T V モニタの更新を進める。
- ④ 地震対策として、地下鉄構造物の耐震補強、施設の耐震対策などを行う。
- ⑤ 大雨時の浸水対策として、地下鉄駅等出入口の止水対策設備の改修などを行う。
- ⑥ 地下鉄駅ホームにおける視覚障害者の転落防止対策として、ホーム縁端部の警告ブロックの内方線の整備をすすめる。
- ⑦ 車両電気機器、電気設備の更新を行う。

3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 法令・規則・ルール等が確実に遵守されていることを確認することを重点とした内部監査を実施する。
- ② 職員の安全意識を継続的に把握するための調査を実施する。

4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全に関する取組みや情報の幅広い共有に向け、各種会議の計画的な開催、情報媒体を活用した情報提供を行う。
- ② 事故、故障の未然防止に向け、ヒヤリ・ハット情報等の安全に関する情報の収集及び分類・分析を進める。
- ③ 各職場での安全確保の取組み状況や課題の把握のため、幹部職員等による現場巡視、意見交換等を計画的に実施する。

5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 総務部は、安全確保に必要な知識・技能向上に向け、管理職員、運輸職員、技術職員に対し、職責やキャリアに応じた研修を計画的に実施する。
- ② 総務部、電車部、施設部及び車両電気部は、緊急時の本庁・現場双方の的確な対応能力向上に向け、地震、豪雨、テロ等を想定した非常時訓練を計画的に実施する。
- ③ 電車部、施設部及び車両電気部の各公所は、教育訓練実施要項に基づき、講習、訓練、技能試験等を計画的に実施する。
- ④ 電車部は、火災発生を想定し、市民と連携した実践的な避難誘導訓練を実施する。
- ⑤ 電車部は、乗務員の知識・技能・モチベーションの向上に向け、地下鉄技能競技会を実施する。
- ⑥ 施設部、車両電気部は技術改善に対する職員のモチベーション向上に向け、技術改善職場コンクールを実施する。

平成24年度 研修実績

〔両事業共通〕

	名称	対象者	内容	実績
管理者等	安全マネジメント管理者研修	交通局長以下管理職員	運輸安全マネジメント制度の理解促進と適切な運用	88名
	幹部職員コンプライアンス研修	交通局長はじめ課長級以上及び一部係長級職員	コンプライアンス意識向上と管理職員としての役割の理解促進	94名
	内部監査員養成研修	内部監査員養成対象者（課長級・係長級）	内部監査の理解促進及び監査技術・手法の習得	34名
	内部監査員スキルアップ研修	内部監査員指名者（課長級・係長級）	内部監査技術・手法の習得のための実践的な訓練	24名

〔自動車運送事業〕

	名称	対象者	内容	実績
係長等	安全マネジメント実務者研修	係長級職員及び係員	ヒヤリ・ハット情報等の分析手法の習得	26名
	管理者研修（安全運転講習会）	係長級職員及び係員	外部講師による、安全に関する指導者の資質向上を図る研修	5回
助役	助役業務養成研修	助役選考試験合格者	助役として必要な知識及び技能の習得	6名
	助役2年目研修	助役2年目	非常時における対応と情報連絡体制の確認	14名
	ダイヤ実務専門研修	助役	職務上必要なダイヤ作成実務の向上	7名
	主任助役研修	主任助役	事故や苦情への対応・再発防止策・指導方法の習得	3名
乗務員	若年嘱託バス乗務員養成研修	新規採用者	バス乗務員として必要な知識及び技能の習得	25名
	フォローアップ研修（乗務員）	若年嘱託職員から一般職員へ採用される者	安全運行、事故防止の知識向上	82名
	バス乗務員定期研修	2年目研修終了後5年毎	職務に必要な知識・技能の再評価・再確認と安全意識の向上	181名
	運転実技一日体験研修	乗務員5年目	外部の専門研修施設での個別指導による運転技能の習得	74名
	バス乗務員実務研修	乗務員15年目	体験乗車、運行に関するグループ討議による意識向上、アナウンス研修	26名
	再雇用・再任用研修	再雇用及び再任用の任命を受けた者	運転適齢診断と個別カウンセリング等による安全運行の維持	8名
	指導運転士研修	指導運転士に任命予定の乗務員	安全意識向上を目的とした指導方法の習得	62名
	指導運転士スキルアップ研修	指導運転士5年目の乗務員	安全意識向上を目的とした指導方法の習得	34名

〔自動車運送事業〕

	名称	対象者	内容	実績
乗務員	運転業務研修	乗務に復帰する乗務員	実車訓練を通して、接客及び安全運転に関する知識・技能の習得	1名
	運転実技フォロー研修	採用5年未満で、有責事故(訓戒相当)を発生させた乗務員	実技指導、事故分析の個別指導及び体験乗車	1名
	運転事故惹起者研修	1年以内に有責事故(訓戒相当)を2回発生させた乗務員	実技指導、事故分析の個別指導及び体験乗車	2名
	ステップアップ研修	1年以内に苦情、有責事故(訓戒相当)が3件に達し、個別指導が必要と認められた乗務員	事故の未然防止方法、基本的な運転操作及び接客等の個別指導	2名
	業務習得 (職場内研修)	乗務員	事故事例等を取り入れた事故防止対策の研修	月1回
技術職員	新規採用者研修 (若年嘱託技術員)	新規採用者の若年嘱託技術員	交通局職員として必要な心構え・基礎知識・技能を習得	2名
	2年目研修(技術員)	2年目の若年嘱託技術員	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	2名
	フォローアップ研修 (技術員)	若年嘱託職員から一般職員へ採用される者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	5名
	スキルアップ研修 (技術員)	嘱託期間を含み5年目の技術職員	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	5名
	ミドル研修	採用15年目の技術職員	熟練職員として期待される役割の再認識、業務改善手法の習得	2名
	自動車車両技術専門研修	自動車車両関係の技術職員	バス車両に関する専門技術の習得	24名
	自動車回送業務安全運転研修	自動車車両関係の技術職員	バス車両回送業務における安全意識の向上	3名
	工事技術専門研修	工事監督業務に携わる技術職員	工事監督業務に必要な基礎知識の習得	19名
	KYT研修	自動車車両関係の技術職員	危険予知活動の趣旨・必要性の理解と事故・公務災害の未然防止手法の習得	7名
	KYTトレーナー研修	KY活動、KYTを推進する職員	危険予知活動(KY活動)及び危険予知訓練(KYT)の手法の習得	2名
低圧電気取扱者特別教育	低圧電気を取扱う職員	低圧電気の基礎知識・危険性の理解と安全な取扱方法の習得	9名	

〔高速度鉄道事業〕

	名称	対象者	内容	実績
係長等	安全マネジメント実務者研修	係長級職員及び係員	ヒヤリ・ハット情報等の分析手法の習得	59名
助役等	2年目研修	助役・運転士・車掌・ 駅務員各職2年目	業務知識の再確認と実車を使用した 非常時対応訓練	128名
助役	助役養成研修	助役選考試験合格者	助役として必要な知識及び技能の習得	25名
	キャリアアップ研修	助役5年目	運転事故防止教育、異常時訓練など、 中堅監督者として必要な知識・技能を 習得	46名
乗務員	電車車掌養成研修	車掌選考試験合格者	車掌としての業務能力を習得	20名
	電車運転士養成研修	運転業務選考試験合格者	異常時における応急処置、運転業務 全般の習得	25名
	スキルアップ研修	電車運転士5年目	ヒューマンエラーの防止、異常時の 取扱い等について習得	30名
	ミドル研修	電車運転士10年目	ヒューマンエラーの防止、異常時の 取扱い等について習得	22名
	指導運転士研修	指導運転士に任命され た運転士	指導者として必要な知識を習得	2名
駅務員	若年嘱託駅務員養成研修	新規採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎 知識・技能を習得	20名
	駅務員養成研修	バス配転者	バリアフリー対応やAED取扱い講習 等を通じた知識、技能の習得	54名
	フォローアップ研修 (駅務員)	若年嘱託職員から一般 職員へ採用される者	改めて職員としての心構え及び日常 業務の中で必要不可欠な知識・技能を 習得	74名
	指導駅務員研修	指導駅務員に任命され た駅務員	指導者として必要な知識の習得	8名
技術職員	新規採用者研修 (若年嘱託技術員)	新規採用者の若年嘱託 技術員	交通局職員として必要な心構え・基礎 知識・技能を習得	16名
	2年目研修(技術員)	2年目の若年嘱託技術員	交通局職員として必要な心構え・基礎 知識の再確認と業務改善手法の習得	24名
	フォローアップ研修 (技術員)	若年嘱託職員から一般 職員へ採用される者	交通局職員として必要な心構え・基礎 知識の再確認と業務改善手法の習得	18名
	スキルアップ研修 (技術員)	嘱託期間を含み5年目 の技術職員	交通局職員として必要な心構え・基礎 知識の再確認と業務改善手法の習得	14名
	ミドル研修	採用15年目の技術職 員	熟練職員として期待される役割の再 認識、業務改善手法の習得	10名

〔高速度鉄道事業〕

	名称	対象者	内容	実績
技術職員	指導職研修 (技術員)	指導職任命の技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	9名
	助役相当職研修 (技術員)	助役相当職任命の技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	6名
	工務技術専門研修	軌道関係の技術職員	軌道の工事及び鉄道構造物の維持管理に必要な知識の習得	49名
	営繕技術専門研修	建築・設備関係の技術職員	設備機器の工事及び維持管理に必要な知識の習得	111名
	電車車両技術専門研修	電車車両関係の技術職員	電車車両に関する基本的な知識・原理及び機能の再確認、関連法規、施設等の習熟	71名
	電気技術専門研修	電気関係の技術職員	電気設備の工事及び維持管理に必要な知識の習得	48名
	工事技術専門研修	工事監督業務に携わる技術職員	工事監督業務に必要な基礎知識の習得	701名
	認定鉄道事業者制度に関する業務研修	地下鉄部門の技術職員	制度の理解、設計実務、竣工確認について必要な知識・技能の習得及び維持向上	206名
	KYT 研修	地下鉄部門の技術職員	危険予知活動の趣旨・必要性の理解と事故や公務災害の未然防止を図る手法の習得	29名
	KYT トレーナー研修	KY 活動、KYT を推進する職員	危険予知活動 (KY 活動) 及び危険予知訓練 (KYT) の手法の習得	3名
	低圧電気取扱者特別教育	低圧電気を取扱う職員	低圧電気の基礎知識、危険性、安全な取扱方法等の学科及び実技による習得	22名
高圧・特別高圧電気取扱者特別教育	高圧・特別高圧電気を取扱う職員	高圧・特別高圧電気の基礎知識、危険性、安全な取扱方法等の学科及び実技による習得	28名	

安全への取り組みに対するご意見募集

名古屋市交通局の安全への取り組みや安全報告書についてのご意見は
下記にてお伺いしております。

TEL：(052) 972-3948 FAX：(052) 972-3849

(総務部 安全監理課 安全対策係)

電子メール goiken@tbcn.city.nagoya.lg.jp

(総務部 広報広聴課 お客さまご意見係)

営業時間 平日 8時45分～17時30分

土曜・日曜・休日・年末年始(12/29～1/3)は休み

名古屋市交通局 市バス・地下鉄 安全報告書

編集発行 名古屋市交通局 総務部 安全監理課

平成25年7月